

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696</a>

(2) 外務省・法務省・大蔵省 3省協議 (昭和45年9月9日)

極秘  
無期  
手2部  
2号

条約局長

北米一課長 条約課長 法規課長

沖縄請求権問題に関する対米交渉の  
進め方について(外務法務大蔵3省協議にて)

45.9.9  
条規鈴木

沖縄の請求権問題に関する対米交渉の進め方を検討する

ため外務法務大蔵3省協議は9月9日午後外務省で行な

われたこの討議の要旨下記の通り。なお本件協議には

法務省民事局時岡才5課長、同課奥村補佐、大蔵省大臣官房前

審議官同岡島参事官、主計局戸塚法規課長、海原主計官

森田法規課事務官が、また外務省側からは中島条約課長

千葉北米一課長、栗山法規課長、有馬条参事務官、佐藤北米

事務官、丹波条参事務官及び条規鈴木が出席した。

GA-8

外務省

415

記

1 先ず外務省側より事前に西配布の上、一応の検討を求め  
ていた。沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する対米交渉  
対処方針(案)、(別紙)に言及し、同案は外務省側で事実関係  
を比較的詳細に把握している軍用地関係の請求権に焦点を  
絞り、対米交渉に臨む基本的考え方を取り敢えずまとめた上で  
ある旨説明し、更に請求権問題が沖縄返還に関する対米  
交渉の一つの重要な軸となっていることに留意し、出来れば9月中旬  
頃からでも本件に関する基本的な話し合いを米国の側と開始  
すべきであるというのが外務省上層部の見解であり、また、  
わが方の考え方(特に、衡平の観点からの処理を要する別紙を)

については、可及的速やかにその骨子を米側に説明し、先方の  
心理的準備を促す必要があると考えている旨述べた。

2. これに対し、大蔵省側より請求権問題については9月

以降に予定される同省関係者の現地調査とその後の取りまとめ  
を勘案し、一応、検討のための時間として10月一ぱいは必要と

考えており、現に、土地裁判所に係属中の漁業補償要求16件、  
2,000万ドル、国有地貸し付収入900万ドル(米側の不利益得と

いう意味か?)、燃える井戸に関する補償要求等々が巷間伝ま  
られていることに鑑み、先ず事実関係を正確に把握しな

れば、別紙の外務省案についても判断し得ないとの感触  
が示された。更に、大蔵省側より、右の問題を別にしても

対米プレゼンテーションとしては、出来る丈多くの請求項目を列挙

するのがよいのか、或はまた、相当程度確実に取れそうな

ものに絞って請求する方がよいのか、というタクティクスの問題

もあり、この点についても短時日の間に判断は下せまいとの  
見解が示された。

3. 次に、別紙外務省案につき、一応の検討が行なわれ

たところ、同案1(確定債務の米側による清算手続)及び同

案2(米側による見舞金の支払)の2点については、大蔵、法務  
両省とも異議なき趣であった。

4. 他方同案3(再提供される土地の復元補償)については、

本来他人の債務であったものを全面的に貸負い込むという点

で、国会説明上も引掛かるのでは否かとして、大蔵省側から  
 問題が提起され、同省側より、取り敢えずの感じとして(イ)未  
 の土地につき復歸時までの推定原状回復費を米側に支払わ  
 せ、これをわが国庫に入れると共に、土地が現実の地主に返還  
 される時の原状回復義務は日本政府が全面的に負担するが  
 (ロ)米側の原状回復義務を残しておき、土地が現実の地主に  
 返還される段階で、米国の賃借期間及び施設庁の賃借期間  
 に応じ原状回復費を按分負担するとの考え方が示された。  
 5. これに対し、外務省側より、地位協定4条の1項  
 及び2項が、それぞれバランスのとれた方式であるとの前提  
 に立てば、外務省案は単に、これを復歸前にまで遡及

せしめるに過ぎず、地上物件の無償取得をも勘案すれば  
 大蔵省の指摘する如き不公平はない筈であり、また、大蔵省  
 のいうように、米側に対し自己の債務は債務として履行せし  
 めようとするので、米側としては大多数の形質変更が1950年  
 6月30日以前であるとならば、問題の解決にはなら  
 ない旨述べた。  
 6. なお、原状回復義務の引き受けと地上物件取得との  
 地上物件がふたつとして  
 バランスについては、大蔵省側より、~~通常、地主は原状回復の~~  
 必要価値があると認められるものであるため、地主が  
~~必要な金額を要求する~~見合うとは到底云々の  
 原状回復を要求すれば、それとせざるを得ないこと  
 旨指摘があったので、外務省側より、バランスは飽くまで  
 互恵的な条件で  
 観念としてのバランスである旨答えた。

7 法務省側より、外務省案は米側の援用する1950年7月

1日という時点をその柱基礎にしているが何故かかる時点

が特別の意味を有し得るのかとの事は必ず復帰後に訴訟

等で問題にならうとの見解が示された。これに対し、外

務省側より、別紙外務省案3は、まさに、この問題を円滑

せんとするものである旨説明し、更に再提供される土地に

関する1950年6月30日以前の形質変更につき日本政府の負担で

米側の  
原状回復を行おうことは、厳密に云えば法的義務として

行おうということではない旨補足し、法務省側は  
これを納得した。

8. 今後の取扱いとしては、外務省側より、前記2の沖縄  
主権回復 timing については、先づきを定めて格別指示することとし、  
当案につき、米側は、この問題と関係なく、米側は、  
月末に予定されている大規模の現地調査の準備状況調査の  
結果もともにお知らせ、改めて当案につき、再協議を  
することとした。 適当な期日

極秘

別紙

沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する  
対米交渉対処方針(案)

45.9.7  
条約局

沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する現時  
点での対米交渉対処方針案下記のとおり。なお、  
具体的な要求金額については、なお実態はあく  
にまたざるをえない。

記

1 沖縄に適用されている法令上根拠を有する  
請求権の処理

布令20号上根拠を有する地主の請求権で  
復帰までに未処理のもの(たとえば、復元補  
償費の未払)(注)については、復帰後これ  
を処理する手続をあらかじめ日米間で合意し、

これを返還協定中に規定する。

かかる手続としては、(1)米側の未処理債務を一括日本政府が承継することとし、他方当該債務の推定額相当を(単独に、又は下記2及び5の支払額と一括して)日本政府に支払う。又は、(2)復帰後に米側が直接地主に残存債務を履行するための一定の手続を定める、の二つの方式が考えられよう。

(注) 施政権返還時までに地主への返還が確定していながら、現実の返還がやむをえざる遅延により施政権返還後となるものが予見される場合には、かかる土地に関する請求を含む。

## 2 衡平の観点よりする講和前補償請求の処理

1950年6月30日以前から米軍により使用され、形質変更が行なわれた沖縄の民有

地のうち、1961年6月30日以前に地主に返還されたものについては、いわゆる講和前補償が支払われ、復元補償問題は解決済であるが、1961年7月1日以降施政権移転時までに返還されるものについては、布令20号体系の下では、復元に関する法的救済手段がないものとされている。

布令20号が復元補償の根拠たりえないこの種の民有地については、衡平の見地から、講和前補償の先例にならい、地主に対し、講和前補償の一環として支払われた復元費と少なくとも同程度の金額の見舞金が米側により支払われるべきことを主張する。

米側の地主に対する現実の支払が施政権移転前に行なわれない場合には、上記(1)に基

づく米側の日本政府に対する支払に本件見舞金相当額を加算し、地主に対しては、施政権移転後日本政府の責任において処理する方法も考えられる。

### 3 地位協定に基づき米軍に再提供される軍用地の復元補償

復帰後地位協定に基づき米軍に再提供される土地については、形質変更がいわゆる講和前であると布令20号体系下であるとを問わず、日本政府が復元補償義務を引き継ぎ、また、復帰時に土地上に存在する構築物のうち土地の最終返還時に残存するものは無償で日本政府に引き渡させることとする。

上記のことを返還協定中においていかに規定するかは、現在の米軍の賃(転)借権の施

政権移転時における処理方法とも関連しうるが、米側が施政権移転前において当該土地に対して行なつた形質変更の結果生じうべきいづさいの原状回復義務を負わない旨及び日本国は施政権移転前に米側が行なつた改良又は構築物につき米側に補償義務を負わない旨を規定すれば足りよう。

### 4 日本政府が使用することとなる軍用地の復元補償

復帰後日本政府が使用することとなる軍用地(三公社等米国資産買収の対象となる物件所在の民有地を含む。)については、施政権返還時に、日本政府が地上物件を取得するとともに、復元補償は日本政府の責任において処理することとする。



5 その他

以上のほか、今後実態調査の進ちよくにより明らかとなるべき請求については検討のうえ米側による処理を合理的に主張しうるものについては、これを米側に提示するものとする。

親展 秘 無期限 部の内号

昭和45年9月21日

在米 佐藤書記官殿

ア+11カ局 千葉比本外一課長

9月9日 在米に於いて、沖縄の請求取

由題に因りて米米交渉の進み方につき

在米、波行角、大蔵省の3者協議を行な

らるる際の記録等しを貴官参考

本に別添1部送付し奉る。